平成２８年（フ）第４５号
福岡市西区姪の浜５丁目10番38号
債務者　冨山　晴奈（旧姓角谷）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４８号
福岡市博多区青木１丁目17番１―203号
債務者　齋藤　礼子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目19番38号　クレフラスト二日市北Ａ棟103号
債務者　松本ひとみ
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５６号
福岡市博多区吉塚３丁目３番17号
債務者　香下　　薫
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６１号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目88番地　フェリス201号
債務者　福島　道世
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６３号
福岡県大野城市南ケ丘３丁目４番７号　今井荘101号
債務者　菊武　榮一
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６４号
福岡市南区屋形原１丁目１番12号
債務者　坪井　美香
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６６号
福岡市南区長丘３丁目２―15　ピュアハウスＡ、住民票上の住所山口市大内御堀2980番地13
債務者　長谷川睦江
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６号
福岡市早良区城西１丁目５番１号
債務者　吉浦　隆一
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８０号
福岡市中央区平和５丁目20番６―102号
債務者　藤木　誠二
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８５号
福岡県糟屋郡粕屋町甲仲原２丁目19番13号　レオパレスサンローズ仲原101号
債務者　末吉　拓人
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈365番地１　朝日２団地302号
債務者　吉松　克子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９７号
福岡市西区小戸５丁目４番19号
債務者　黒田　敬一
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０９号
福岡市東区松崎１丁目13番12号
債務者　吉川　清子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２号
福岡県柳川市大和町中島1323番地
債務者　西田　美代
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第３号
福岡県みやま市瀬高町大廣園1095番地７
債務者　坂梨　博明
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４２６号
福岡市博多区比恵町15番23―401号
破産者　川上　雅和
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部